

# 第10回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年9月17日（金）午後2時

会場 忠類村コミュニティセンター 大ホール

## 議案の提出について

報告第21号 合併協議に関する住民説明会の開催結果について

協議第31号 水道関係事業の取扱いについて

協議第32号 地域振興事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年9月17日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

## 報告第21号

### 合併協議に関する住民説明会の開催結果について

合併協議に関する住民説明会の開催結果について、別冊のとおり報告する。

協議第28号

介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>	

協議第29号

建設関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。</p> <p>幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p> <p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。</p> <p>管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

## 協議第30号

## 下水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>

水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</li><li>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。</li><li>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</li><li>(3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li></ol></li><li>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</li><li>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</li><li>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li></ol>	

地域振興事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-22 地域振興事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</li><li>2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。</li><li>4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。</li><li>5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li></ol>	